

熊谷市監査委員公告第10号

令和4年度上下水道部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年11月22日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

令和4年度上下水道部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿について、記入の仕方に誤りがあった。領収書等の書類と現金の金額を照合し、記入漏れがないよう正確な事務処理を行うべきである。 【下水道課】</p> <p>(2) 水道料金等徴収業務について、受託者が徴収することを告示していたが、受託者が交付している領収書に受託者名の記載がないものがあったので、改善するべきである。 また、受託者から職員が現金を受領する際に、職員がジャーナル（レジスターの操作により記載された情報）の確認を行っていなかった。地方公営企業法施行令第26条の4及び熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【経営課、水道課】</p> <p>(3) 加入者分担金と各種手数料の現金領収に当たっては、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第20条（様式第10号）に基づき適正な領収書を交付すべきである。 【水道課】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金の取扱いについては、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程を再度確認し、現金出納簿に記入漏れのないよう正確な事務処理を行うことを課内に周知した。なお、指摘を受けた後の現金出納簿には、漏れや誤りはない。 【下水道課】</p> <p>(2) 受託者が交付している領収書に受託者名を記載するよう改善した。 また、受託者から現金を受領する際にはジャーナルと現金を突合し、確認したジャーナルについては1年間保管することとした。 【経営課、水道課】</p> <p>(3) 加入者分担金と各種手数料の現金領収書については、関係規程の改正を行い、適正な様式に変更する。 【水道課】</p>

<p>(4) 受益者負担金の現金領収に当たっては、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第 20 条（様式第 10 号）に基づき適正な領収書を交付すべきである。</p> <p>また、下水道事業受益者負担金納付書兼納付済通知書の金額を訂正し領収していた事例があったが、公金（現金）の取扱について、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【下水道課】</p> <p>(5) 社会資本整備総合交付金について、補助金に関する通知や交付決定通知等に文書収受がされていなかった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第 28 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【下水道課】</p>	<p>(4) 現金を領収する場合は、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程に基づく様式の領収書を交付するよう改めた。</p> <p>また、公金の取扱については、適正な事務処理を徹底するよう課内に周知した。</p> <p style="text-align: right;">【下水道課】</p> <p>(5) 熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程を再度確認し、補助金の交付決定の通知等を受領したときには、文書収受を徹底するよう課内に周知した。</p> <p style="text-align: right;">【下水道課】</p>
<p>2 支出事務</p> <p style="padding-left: 2em;">指摘事項なし</p>	
<p>3 契約事務</p> <p>(1) 防災行政無線局保守委託料について、定期保守点検を年 2 回実施しているが、契約約款で定められた定期保守点検に係る検査結果通知が 1 回のみであった。契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【水道課】</p> <p>(2) 資材価格特別調査業務委託について、50 万円を超える業務委託が 2 者見積りで随意契約されていた。熊谷市水道事業及び下水道事業契約</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 本件については、仕様書及び契約約款に基づき、今年度から年 2 回検査結果を通知するよう改める。また、契約事務全般について、熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程を十分理解して行うよう課内に周知した。</p> <p style="text-align: right;">【水道課】</p> <p>(2) 今後発注する同様の業務委託については、指名競争入札による契約方法とする。また、契約事務については、熊谷市水道事業及び下水道事</p>

<p>規程に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【下水道課】</p> <p>4 負担金 指摘事項なし</p> <p>5 工事 指摘事項なし</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 固定資産台帳と貯蔵品出納簿は整備されていたが、備品台帳が整備されていなかった。備品について備品台帳を整備し適正な管理を行うべきである。 【経営課、水道課】</p> <p>(2) 公印の管理について、実在する公印の数が規程及び規則と一致しておらず、公印台帳が整備されていなかった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程及び熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【経営課、下水道課】</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 起案書に記入漏れがあった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第 28 条、「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。なお、文書主任は役割を認識し適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>また、工事に関する関係書類等に文書收受されていないものがあった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第 28 条に基づき適正な事</p>	<p>業契約規程を十分理解して行うよう課内に周知した。 【下水道課】</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 未整備であった水道事業の備品台帳整備に着手した。備品の購入、廃棄の都度反映できるよう、年度内の完了を目標に作業を進めている。 【経営課、水道課】</p> <p>(2) 公印の数については、熊谷市水道事業及び下水道管理規程及び熊谷市公印規則が誤りであることから、関係規程及び規則の改正を行う。公印台帳については、整備を行った。 【経営課、下水道課】</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 文書事務の取扱について、「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。今後も文書主任を中心に確認し、再発防止に努める。</p> <p>また、工事に関する関係書類等についても、文書收受を適正に行うよう周知徹底を図った。 【経営課、水道課、下水道課】</p>
---	--

務処理を行うべきである。

【経営課、水道課、下水道課】